

北海道こども施策審議会における 「障がい児支援部会」設置の考え方（案）

国の動き

- 国においては、こどもまんなか社会の実現に向け、令和5年4月、こどもや子どものある家庭等の福祉の増進に関する事務等をつかさどるこども家庭庁を設置。
 - ・ 子育て支援施策の中で、障がいや発達に課題のあるこどもへの支援についても所掌し、障がい児の福祉の増進や保健の向上（障害児福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、医療的ケア児への支援等）を担うこととなった。
 - ・ また、こども家庭審議会に障害児支援部会をおく、障がい児支援に関する調査審議を行うこととしている。
- 厚生労働省は、障がい者の福祉の増進や保健の向上（障がい者に対するサービス（障害者総合支援法の障がい者のみが利用する障害福祉サービス（就労系サービス等）、障がい者と障がい児を一体として支援する施策（障害者手帳、障害者手当等））を担うことから、障害者総合支援法の障がい者と障がい児が両方利用する障害福祉サービス（居宅介護等）については、共管とすることとなった。
- このため、審議会においても、障がい児・者の支援に断絶が生じないよう、社会保障審議会障害者部会と必要な連携を図り、障がい者支援及び障がい児支援の双方に関連する重要事項を審議する際には、両部会を合同開催すること等としている。

道における「障がい児施策」の調査審議について

- 道では、国の動きを踏まえ、令和5年6月、子ども政策局子ども家庭支援課に障がい児支援施策を所管する係を設置。
- こども施策を審議する「北海道こども施策審議会」を令和6年4月に設置予定であり、障がい児支援に関する調査審議を行う「障がい児部会」をおくことを検討している。
- **当該部会での障がい児支援に関する審議事項**
 - ・ 全ての障がいや発達の遅れのある子どもが地域で育つために必要となる地域子ども子育て支援施策等との連携に関する事項
 - ・ 難聴児支援など、新たに施策を検討する必要がある事項等の審議を予定。
- また、障がい者保健福祉課が所掌する「北海道発達支援推進協議会」や当課が所掌する「北海道障がい者施策推進審議会医療的ケア児支援部会」とも連携を図り、双方に関連する事項を協議する際には、両会議との合同開催や審議結果の共有を図ることとする。